（災害対策推進官）

第一条の五　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ災害対策推進官一人を置く。

２　災害対策推進官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港等及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものを整理する。

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（総務部に置く課等）

第五条　総務部に、次の七課を置く。

総務課
人事課
経理課
契約課
管財調達課
地域航空事業課
安全企画・保安対策課

２　（略）

（総務課の所掌事務）

第六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、地方航空局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（削る）

（災害対策推進官）

第一条の四　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ災害対策推進官一人を置く。

２　災害対策推進官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものを整理する。

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）

三　（略）

（総務部に置く課等）

第五条　総務部に、次の七課を置く。

総務課
航空振興課
人事課
経理課
契約課
管財調達課
安全企画・保安対策課

２　（略）

（総務課の所掌事務）

第六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか、地方航空局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（航空振興課の所掌事務）

第六条の二　航空振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方航空局の所掌事務に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関すること（安全企画・保安対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三　地域的な航空に関する重要な政策に関する事務の調整に関すること。

四　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。